

○自己負担額の計算○

- ①暦月ごとの計算（月の1日～末日まで）
- ②同じ医療機関ごとの計算（内科と歯科は別計算、入院と外来も別計算）
- ③入院したときの食事代等や差額ベッド代は対象外

詳しくは、医療保険係  
☎32-2214までご連絡  
ください！

## 自己負担を軽減！「高額介護合算医療費」

高額介護合算療養費とは…

- ・「医療」と「介護」の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。
- ・8月から翌年7月までの1年間で、同じ世帯の被保険者が「医療」・「介護サービス」を利用し、自己負担額の合計（医療＋介護）が下記の表の基準額（限度額）を超えた場合、申請をすると超えた額が高額介護合算療養費として、医療保険及び介護保険から支給されます。

所得区分	国民健康保険＋ 介護保険（70歳未 満を含む世帯）	国民健康保険 ＋介護保険（70 歳～74歳）	後期高齢者医 療＋介護保険
現役並み所得者 （上位所得者）	126万円	67万円	67万円
一般	67万円	56万円	56万円
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ※1	31万円	31万円
	区分Ⅰ※2	19万円	19万円

- 医療保険または介護保険の自己負担のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合には支給されません。
- ※1 世帯全員が住民税非課税である方
- ※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

～お願い～

医療保険（後期高齢者医療含む）では、所得状況により負担区分が決定されますので、収入の有る無しにかかわらず市役所税務課にて収入の申告を行ってください。

【申請手続き】

平成25年度分（平成25年8月1日から平成26年7月31日まで）の期間について支給対象となる方には、申請のご案内をします。

# ごみの分別

よくある質問コーナー



質問

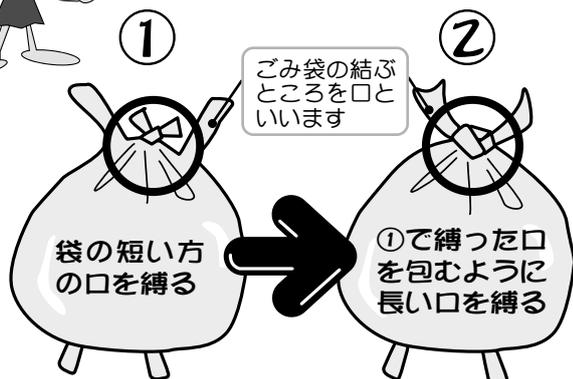
ごみを袋にいっぱい詰めたら袋が破けてしまった。そこでガムテープで閉じたら不適正のシールを貼られた！ちゃんと閉じたのにどうして？

回答

ごみは適正容量で出さなければ回収できません。ひもやガムテープを使って袋の口を開いた状態で出されているごみ袋は、容量オーバーとして不適正のシールを貼り回収しません。



## ごみの正しい出し方



■分別を徹底しましょう

分別がされていないごみ袋は、不適正のシールを貼り回収しません。

■ごみは必ず朝8時までに出しましょう

収集車が収集した後にごみを出す人が見受けられます。

■ごみ袋は適正容量で出しましょう

必ず袋に記載の結び方で口を閉じて排出してください。また、袋の口をきちんと縛っていても、袋が破けるような重量の場合は容量オーバーとなりますので適正な重さで排出してください。

# 高額療養費にかかる負担区分と自己負担額が変わります!

同じ人が同月内に医療機関に支払った1カ月の一部負担金が一定額（自己負担限度額）を超えた場合、国保窓口で申請していただくと超えた分が高額療養費として払い戻されます。

事前に限度額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）を提示することで医療機関の窓口で支払う料金（外来・入院）は限度額までとなります。

※限度額認定証が必要な場合、国保担当窓口で申請をしてください。

## 70歳未満の方の負担区分等変更

### ■旧負担区分等

負担区分	自己負担限度額
上位所得者 (A)	150,000円 + 総医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1% 【83,400円】
一般 (B)	80,100円 + 総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1% 【44,400円】
低所得 (C)	35,400円 【24,600円】

### ■新負担区分等 (平成27年1月から)

負担区分	所要条件	自己負担限度額
ア	所得が901万円超※1	252,600円 + 1%※2 【140,100円】
イ	所得が600万超901万円以下	167,400円 + 1%※3 【93,000円】
ウ	所得が210万超600万円以下	80,100円 + 1%※4 【44,400円】
エ	所得が210万円以下	57,600円 【44,400円】
オ	住民税非課税	35,400円 【24,600円】

※【】は、過去12カ月以内に高額療養費の支給があった場合の4回目以降の限度額

※1 所得とは国民健康保険税（料）の算定の基礎となる「基礎控除後の総所得金額等」のこと

※2 総医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%

※3 総医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%

※4 総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%

**計算例** 負担区分：ウ 48歳の方が入院し医療費が100万円かかった場合

※限度額認定証を提示済み

・自己負担分は30万円（3割）となるが

**支払額（限度額）は87,430円になる**

$(80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) \times 1\%)$

### ◆限度額認定証を提示しなかった場合

窓口で3割分（30万円）をいったん支払ってもらい、後日、領収書をもって国保窓口へ申請し認められれば212,570円（300,000円 - 87,430円（限度額））があとから支給されます。

## 70歳～74歳の方

70歳から74歳の方については、負担区分等の変更はありません。

※70歳から74歳の方は、限度額認定証（住民税非課税の方）のほかに「高齢受給者証」を医療機関窓口で提示することで支払が自己負担限度額までとなります。

## 赤平市市税等収納向上対策本部

事務局

税務課納税係

☎32-2219

### 2015年も「未納なし」を目指して...

新年が始まります。2014年は残念ながら税や料の滞納をすべて解消することはできませんでした。しかし、確実に滞納の解消に近づいています。

2015年はより一層、滞納の解消に力を入れ、納税（付）者の間の公平性と貴重な市の財源を守っていきます。

ご理解とご協力をお願い致します。



■問合せ 契約管財係 ☎32-2211

市では、土地や建物の財産を賃貸借契約を締結し貸付しています。  
土地賃付料及び建物賃付料はおき元に送付した納付書により、納期限までに必ず納付しなさい。  
なお、著しく不誠実な滞納者と判断した場合には、賃貸借契約の解除や行政サービスへの制限等を実施する場合がありますので、ご注意ください。  
特別な事情により賃付料の納付が困難な場合は、分割納付等もできますので、必ず相談ください。  
また、借受人の氏名や住所等に変更があったときや、賃付財産を市に返還しようとするときは、すみやかに届け出をお願いします。

市有財産賃付料の納付はあつちこー

### 【今月の納税】

- 市道民税 第4期
- 国民健康保険税 第7期
- 後期高齢者医療保険料 第7期

納期限 2月2日(月) まで